2017
東京政策

2017年東京都議会議員選挙政策集

東京・生活者ネットワーク

2016年11月

もくじ

はじめに ･････････････････････････････････････ 1

2017東京政策　10の柱 ････････････････････････････ 2

すべての人の人権を尊重する ････････････････････････ 4

環境への配慮と、人口減少社会を見据えたまちづくりに転換する ･･････････ 6

減災のまちづくりをすすめる ････････････････････････ 9

誰もが自分らしく生きられる地域福祉のしくみをつくる････････････････10

安全な生活環境は“子ども基準”で ･････････････････････13

貧困・格差社会をなくす 生きる基本、セーフティネットを確立する ･････････14

子どもから大人まで、学ぶ、学び直せる環境をつくる ･････････････････16

多世代のコミュニティで支え合いの地域をつくる ･････････････････････19

食の安全にこだわる･････････････････････････････21

自治をすすめ、地域から平和をつくる･････････････････････････22

はじめに

東京・生活者ネットワークは、これまでも生活者の視点、女性の視点を大切に「情報公開」、「都政改革」を訴えてきました。新知事の誕生で、トップダウンの改革が進められようとしていますが、真に「都民のための都政」を実現するためには、情報公開を前提とした市民自治を進め、都民本位の政策をつくる行政・議会へとボトムアップの改革を進めなければなりません。特に、膨れ上がる東京五輪予算の検証、公共事業の見直しは急務です。

2011年の東日本大震災をきっかけに、経済や効率を優先し、弱者を切り捨ててきた社会構造を見直し、暮らしや命を大切にする社会への転換を求める声が広がりました。「2013東京政策」では、「原発0ゼロで持続可能な社会をつくる」を最重要政策として掲げ、貧困の連鎖を断ち切るための教育と福祉の連携、未来を担う若者への支援、減災のまちづくりなどの政策の実現に向け、2013年の東京都議会議員選挙、2015年の統一地方選挙を戦うとともに、それぞれの地域での活動を進めました。

この間、2012年12月には第2次安倍内閣が発足、立憲主義を理解しない政治が進められ、さらに2016年7月の参議院選挙では、両院ともに政権与党が3分の2を占める結果となり、憲法改定が視野に迫る事態となっています。国際的にも格差による不寛容な社会が広がりつつある中、東京においてもヘイトスピーチやヘイトクライムが繰り返されるなど、具体的な問題となって表れています。

東京・生活者ネットワークは、こうした現状を踏まえ、来年の夏に予定されている都議会議員選挙に向け、「2017東京政策」を策定しました。子どもや女性の人権をまもり、多様性を尊重する「すべての人の人権を尊重する」を最重要政策として掲げ、自治をすすめ東京から平和をつくる、セーフティネットの確立、一人ひとりに寄り添った地域福祉のしくみづくり、減災のまちづくりなど10本の政策の柱を立てました。また、東京都と市区の関係では、「分権」が基本と考えます。地域の実情に即した政策を展開するために重要な財政、特に補助金制度は、今後、抜本的見直しと財源の拡充について提案していく必要があります。

政策策定のプロセスについては、4年前に提案した「2013東京政策」を点検し、その結果を参考に4つの部会と政策委員会を中心に素案をつくり、東京ネット運営委員会、各地域のエリア会議、東京ネット評議委員会や政策討論集会での議論を経て、「2017東京政策」としてここにまとめました。

東京・生活者ネットワークは、この東京政策の実現に向けて、多様な市民とともに市民自治を拡げながら、東京を「一人ひとりを大切にする人権のまち」に変えていきます。

2016年11月

東京・生活者ネットワーク

2017東京政策　10の柱

■すべての人の人権を尊重する

◆子どもの人権をまもる
◆女性の人権をまもる
◆多様性を認め合い、差別や偏見を解消、どんな時でも、一人ひとりの人権を保障する
◆多文化共生をすすめる

■環境への配慮と、人口減少社会を見据えたまちづくりに転換する

◆都市計画のあり方を見直す
◆原発ゼロ・エネルギー自立都市をめざす
◆省資源・省廃棄で、ごみ問題を解決する
◆有害化学物質を環境中に拡散させない、適正な処理体制をつくる
◆生物多様性の視点で環境を保全する
◆都市農業を保全し、多面的な機能をまちづくりに活かす
◆安全な生活環境を確保する

■減災のまちづくりをすすめる

◆女性の視点や、多様なニーズへの配慮の視点で、日常的な支援体制をつくり、災害時に備える
◆都市型災害に備える

■誰もが自分らしく生きられる地域福祉のしくみをつくる

◆その“人”を、地域でトータルに支える、地域包括ケアシステムを構築する
◆子どもの育ちを応援する
◆ケアに携わる人が誇り・やりがいが持てるような、人材育成・人材確保策をすすめる
◆若者への支援は、実状をふまえ総合的にすすめる
◆専門的医療とともに、安心できる総合的な地域医療体制をすすめる
◆地域福祉の拠点として、空き家・空き室・空き店舗の活用をすすめる
◆移動の確保と居場所の創出で社会参加を保障する

■安全な生活環境は“子ども基準”で

◆放射能汚染対策を検証、必要な機能を再構築する
◆「化学物質の子どもガイドライン」を見直し、近年の課題についても対策を講じる

■貧困・格差社会をなくす　生きる基本、セーフティネットを確立する

◆労働問題に対処する
◆複合的課題について対応できるよう、一人ひとりに寄り添った支援のしくみをつくる
◆生活の基本である住まいを保障する
◆貧困の連鎖を止める

■子どもから大人まで、学ぶ、学び直せる環境をつくる

◆子どもが主役の学校にかえる
◆自分の心と体をまもる、性教育を充実させる
◆シティズンシップ教育をすすめる
◆障がい児などへの対応は、子どもの最善の利益の視点で
◆学び直しのできる教育システムをつくる
◆震災時の学び・放課後の居場所を保障する
◆教育行政に対する政治介入を防ぐ

■多世代のコミュニティで支え合いの地域をつくる

◆協同で支え合う地域づくりをすすめる
◆コミュニティ（市民力）で地域の居場所づくりをすすめる
◆地域の課題解決力を向上させる
◆地域での多様な働き方をつくる

■食の安全にこだわる

◆無農薬・低農薬の都市農業をすすめる
◆食の安全を脅かす規制緩和に反対する

■自治をすすめ、地域から平和をつくる

◆市民のための議会に改革する
◆市民自治をすすめる
◆地域から平和をつくる
◆人と動物が共存できるまちをめざす

■すべての人の人権を尊重する

《現状と課題》

私たちはこれまで「女性」の視点、「子どもの権利」の視点で課題を指摘、政策を提案してきた。これまでのような「女性vs男性」にとどまらない概念や、さまざまな社会的に不利な立場の人々がいる現状をふまえつつも、労働・年金分野では“女性であるが故の問題”は山積している。また、女性の約４人に１人が**DV**を経験※1、避難所や復興過程での女性への配慮には未だに課題が残る。さらに、子どもについても、国際的にも指摘される低い**自己肯定感**※2や、高い**貧困率**※3、子どもならではの影響を考慮していない環境基準など、少子化の中で、子どもを取り巻く環境は厳しい。**児童相談所**※4における被虐待相談件数は急増、経済大国日本の中で、格差貧困による差別は広がり、女性や子どもの人権はまもられていない現実がある。さらに、**ＪＫビジネス**※5の被害者など孤立する中高生の支援体制も求められる。

また、意見や立場が異なる人を認めない不寛容な社会は、外国人、障がい者、**SOGI**（性的指向と性自認）※6など、社会的少数者（マイノリティ）の人権侵害につながる。それは、個人の“生きづらさ”にとどまらず、昨今、**ヘイトスピーチ**※7やヘイトクライムなど、具体的な問題となって表れている。多様性を認め合い、誰もが排除されない、**インクルーシブ**※8な社会をつくるために、すべての人の人権を尊重する社会をめざさなくてはならない。

※1　**DV**…内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査報告書」（2016年調査）の「配偶者からの被害経験（男女別）」によると、配偶者からの被害経験があるのは女性：何度もあった9.7%＋1、2度あった14.0%、男性：何度もあった3.5%＋1、2度あった13.1%。男女間における暴力を防止するために必要だと考えることは、身近な相談窓口や、暴力防止の教育（家庭、学校）、加害者への罰則強化との回答が多い。

※2　**自己肯定感・自尊感情**…日本の子どもたちの「自己肯定感」の低さは、国際的な比較調査で明確になっている（国立青少年教育振興機構は「高校生の生活と意識に関する調査」を日本・米国・中国・韓国の比較で2014年に実施）。一方で、汐見稔幸・白梅学園大学学長によると、「文字通り低いと受け取る必要はない、背景には「自分のことを低く評価することが励まされている文化」があり、教育を改善することが必要」との指摘もある。

※3　**子どもの貧困**…2012年の貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）は122万円（名目値）、「相対的貧困率」（貧困線に満たない世帯員の割合）は16.1%。また、「子どもの貧困率」（17歳以下）は16.3%、「6人に一人が貧困状態」と表現される。

※4　**児童相談所**…東京都児童相談所の相談受理件数は近年増加傾向、2008→2014年度は1.3倍。さらに、そのうち被虐待相談件数は、2004年度と比較して2.7倍と急増。相談件数に占める被虐待相談件数は、2004年度9.9%→2014年度25.9%を占めている。
児童相談所については、特別区は従前より、児童相談所を所管する東京都に対し移管を求め、都区間での話し合いが持たれてきた。移管について、都は否定的な見解（児相＋社会的養護は自治体では困難）を表してきたが、2016年の児童福祉法の一部改正で、特別区における児童相談所の設置が可能になる。
特別区長会は総会（2016.04.15）において、▷児福法改正後の対応として、改正法により国が5年間を目途に行う児童相談所の設置に係る支援等の必要な措置が講じられている間に、準備が整った区から、順次、児童相談所設置を目指す、▷改正法成立後、速やかに、東京都に対し、希望する特別区への円滑な移管が行われるよう、特別区との協議と必要な支援の実施を申し入れるとともに、都区間、特別区間の連絡調整体制を整えることを決定した。

※5　**ＪＫビジネス**…女子高生によるサービスを売りにした商売、児童買春や性犯罪の温床と言われる。東京ネットは「女子高生サポートセンター Colabo」主催の「夜の街歩きスタディツアー」に参加（2016年8月）。Colaboは、すべての少女が「衣食住」と「関係性」を持ち、困難を抱える少女が違法労働や犯罪、性搾取に行き着かなくてよい社会をめざして活動。

※6　**SOGI**（Sexual Orientation and Gender Identity）…近年の国際人権法などの議論では、LGBTではなく、SOGIの表現が使われている。Lesbian、Gay、Bisexual、Transgenderを限定的に捉えると誤解も生じ、実際にはその他も含め、さまざまな組み合わせがあるという意味で、東京政策では性的少数者の概念をSOGI（性的指向と性自認）で表現した。

※7　**ヘイトスピーチ**…東京都は「人権施策推進指針」（2015年8月）において「ヘイトスピーチは、一人一人の人権が尊重され豊かで安心して生活できる成熟した社会を実現する観点からあってはならない、国と連携した啓発を一層強化、スポーツ団体等との連携で、多文化共生の重要性を訴える」としている。
国は第190回国会で「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（与党提出）が成立したが、実効性が課題とされる。

※8　**インクルーシブ（社会的包摂）**…「あらゆる人が孤立したり、排除されたりしないよう援護し、社会の構成員として包み、支え合う」社会政策の理念。

◆子どもの人権をまもる

▷ 児童相談所については、身近できめ細かい対応に向け、自治体での設置をすすめる。自治体格差が生じないよう、東京都は、人材育成・専門性・財源について支援する。

▷ 児童相談所において、中高校生に対応できる人材（相談員）の育成と、時間外の体制をつくる。各自治体に若者支援の担当部署の設置、若者自身が相談できる窓口の拡充をすすめる。

▷ 地域で遊び、学び、育つ環境を、子どもの視点でチェック、すべての施策で「子どもの最善の利益」を保障する。

▷ 自己肯定感をはぐくむ教育にかえる。

▷ 貧困の連鎖を止める。

◆女性の人権をまもる

▷ 性暴力を許さない地域社会をつくり、被害者をまもるしくみと体制（教育と啓発、相談窓口、**性暴力救済センター**※9など）を拡充する。

▷ ＪＫビジネスなど性風俗産業を規制する条例を制定するともに、子どもの人権や女性の人権の視点で被害者をケアするシェルターや居場所などのしくみをつくる。

▷ 災害時避難所における女性への配慮を徹底させる。

▷ 政策決定過程への女性参画を拡充、また、**政治分野における男女共同参画**※10を実現させる。

◆多様性を認め合い、差別や偏見を解消、どんな時でも、一人ひとりの人権を保障する

▷ 生活習慣、文化、価値観など、違いを認め合い、人間としての存在や尊厳を尊重する人権教育をすすめる。

▷ 日常はもちろん、災害時などにおいても、個々の人権がまもられるような配慮をする。

▷ 差別と偏見を解消し、社会的少数者（マイノリティ）の就業の場を拡大する施策をすすめる。

▷ 障がい者差別解消に向け、情報へのアクセス権をはじめ、一人ひとりの人権が保障され、社会的障壁を取り除く手段として、**合理的配慮**※11を拡充する。

▷ 相談窓口を拡充する。

◆多文化共生をすすめる

▷ 国際都市を標榜する東京として、ヘイトスピーチ、ヘイトクライムはあってはならないことを周知徹底させる。

▷ 在住、在日外国人が利用できる相談体制を拡充する。

※9　**性暴力救援センター・東京（SARC東京）**…性暴力・性犯罪の被害相談を24時間365日受付け、被害者へよりそい、必要な支援を一つの場所で行うワンストップセンター。2012年6月開設、2015年7月東京都「性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援事業」と連携を開始。

※10　**政治分野における男女共同参画**…第190回国会では、当初、クオータ制を推進する会などの提案で、超党派議連による「政治分野における男女共同参画推進法案」及び「公職選挙法の一部改正」の提出が模索されていたが、政党間の対立から、推進法は民進・共産・社民・生活の党（当時）の野党4党による共同提案、公選法改正は民進党の単独提案となり、現状では継続審議となっている。

※11　**合理的配慮**… 障がい者権利条約では、「合理的配慮の否定」も「障がいに基づく差別」であると定義。ただ、障がい者差別解消法では「障がい者等から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行うことが求められる」との説明（内閣府）に象徴されるように、「合理的配慮」は、「実効性の課題」（⇔可能な限り…）、そして「情報へのアクセスの課題」（⇔意思表明があれば…）が、重要なポイントとなる。

同法では、行政機関には「率先した取り組みを行うべき主体としての義務」、民間事業者には「努力義務」が課せられている。明石市は「障害者に対する配慮を促進し誰もが安心して暮らせる共生のまちづくり条例」（障害者配慮条例）を制定、民間事業者や地域の団体が過重な負担を理由として合理的配慮の提供を断念することがないよう、提供に際して発生する経済的負担を助成、主体的な取り組みを支援する規定を設けている（2016年8月にネット視察）。長崎県は「障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例」を制定。“障がい者差別禁止条例”としては、その他、都道府県では、千葉、北海道、岩手、熊本、沖縄、富山、茨城、鹿児島、奈良などで制定されている。

■環境への配慮と、人口減少社会を見据えたまちづくりに転換する

《現状と課題》

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会開催や経済発展を前提にした、ひたすら『拡大・成長』をめざすような“世界一の都市・東京”を、私たちは望んでいない。また、強引な「人口増」施策は、自治体で人口を奪い合うことにつながりかねないことも懸念されている。私たちがめざすべきは、生活する都市としての、“持続可能な福祉社会”である。

奇しくも、東京五輪開催の2020年は、東京都の**総人口が減少**※1に転じると予測されている年でもある。これまでの人口・財政の右肩上がりを前提とした都市計画のあり方を転換、公共交通や公共施設など、長期的なニーズをふまえ時間をかけた市民参加で「**都市のたたみ方**※2」を模索していくことが必要だ。人口減少社会を見据え、環境・生活者の視点を第一に、公共事業の計画を見直すプロセスそのものが、次世代につなぐまちづくりとなる。

エネルギー政策では、発送電分離は実現したが、課題も残る。東京から原発ゼロをめざし、省エネやエネルギーシフトをすすめるとともに、“見える化”により、さらにエネルギーの地産地消をすすめていくしくみが求められる。

また、東京電力福島第一原子力発電所の事故を契機として、国では2012年6月、環境基本法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法から放射性物質適用除外規定が削除されたが、放射性物質による環境汚染を未然に防止するためには、国の放射能汚染に対する抜本的な対策を求め、排出者責任などを盛り込んだ**放射能汚染防止法**※3の制定を求めていく必要がある。福島原発の事故に誠実に向き合い、根本的な問題解決をはかることが電力大消費地であり東京電力の大株主、東京都の責務である。

東京都の**廃棄物**※4については、建設廃棄物、食品ロス、災害時の廃棄物処理体制が今後の大きな問題となる。また、高齢社会を見据えれば、在宅医療廃棄物、介護用品の分別、遺品処理も課題となる。これまでと同様、生産者責任と生活の見直しでごみ減量をすすめると同時に、将来的な課題にも対応できる体制を整備しなければならない。さらに、アスベストに象徴されるような、今後も発生が予測される有害化学物質について、生産抑制、使用抑制、回収、適正処理など、リスクマネジメントをすすめる必要がある。

また、自然の豊かさは、多様な生き物との共生につながる。長年、私たちは市民の「生き物」や「緑」の調査活動などを継続してきたが、環境保全に取り組む過程で、緑・水・生物のつながりを回復させる「**あまみず社会**※5の構

※1　**総人口のピーク**…2010年国勢調査を基にした人口予測では、東京都の総人口は2020年の1335万人をピークに、その後減少へ転じるとされている。

※2　**都市のたたみ方**…東京ネット学習会「人口減少社会のまちづくり」で話を伺った饗庭伸さん（首都大学東京・都市環境学部）は、人口減少時代の都市計画や都市デザインにおいて「都市をたたむ」という言葉を使用、この「たたむ」はshut down（店をたたむ）ではなく、fold up(紙・風呂敷をたたむ)、いずれ「開く」かもしれないニュアンスが込められている。政策では、人口減少社会における適切なマネジメントを表現した。

※3　**放射能汚染防止法**…原子力基本法以下、既存の「原発推進のため法体系」に代え、「汚染防止のための法体系」に全面的に転換していくため、「法の空白」となっている放射性物質を規制し、排出者責任などを盛り込んだ法律の制定を、市民ネットワーク北海道などが中心となって提起。

※4　**廃棄物処理の現状**…一般廃棄物・産業廃棄物ともに減少傾向（2000年度→2012年度の排出量は、一般廃棄物が、総排出量で16%減・1人1日当たり21%減・最終処分量64%減。産廃は最終処分量が62%減）。
今後の課題としては、建築物の建替え・改修その他の都市インフラの更新時期が到来、建設廃棄物が引き続き多量に発生することが予測。2020大会やリニア新設、地下鉄延伸計画などで、特に建設泥土、掘削土などの発生量増大が想定される。また、食品廃棄物などの発生量は約200万トン（2012年度）と推計、特に外食産業からの発生量が多い（2016年3月「東京都資源循環・廃棄物処理計画」）。

※5　**あまみず社会**…地域にあまみずの貯留・浸透するしくみをつくる過程で、さまざまな人と人との関わりが生まれ、多世代共生の社会が形成されることを表現。漢字の「雨水」は土木の範疇となるため、「あまみず」とひらがなにして市民が暮らす地域社会に位置づけている。

築」が求められている。「都市に必要な農地」として位置づけられた都市農地の多面的な機能を、まちづくりにどう活かせるかも問われている。また、環境・生活者の視点を第一に、公共事業の計画を見直すことも不可欠だ。

◆都市計画のあり方を見直す

▷ **道路計画**※6は、整備だけでなく廃止も含めた「見直しの指針」を策定、市民参加で点検、必要性を検証するとともに、既存路線も含め、車優先から、歩行者・自転車に優しいみちづくりへ転換する。

▷ **公共施設**※7は、新規建築ではなく、維持・補修を重視した政策にシフトする。

▷ 施設の複合化・多機能化に取り組む場合は、丁寧な市民参加・市民合意、ソーシャルミックスの視点をもってすすめる。

◆原発ゼロ・エネルギー自立都市をめざす

▷ 電源構成の開示を実現させ、再生可能エネルギーの取り組みを促進する。

▷ **自立・分散型エネルギーシステム**※8を地域から構築する。

▷ 市民電力を応援するなど、エネルギーの地産地消をすすめる。

▷ エネルギー消費率30％削減を市民生活に浸透させる。

▷ 原発事故被害者に対する保養の取り組みを支援する。

◆省資源・省廃棄で、ごみ問題を解決する

▷ リユース・リデュースをすすめ、ごみの減量をすすめる。

▷ 自治体の事務である一般廃棄物の処理体制を、環境問題の視点で広域的に向上させる。

▷ 更新時期を迎える建設廃棄物対策、災害時の廃棄物処理体制、食品ロス、高齢社会に向けた在宅医療廃棄物や介護用品などの分別対策など、今後の課題・傾向をふまえ、早急に体制を整備する。

※6　**都市計画道路**…東京都は「第四次事業化計画」（東京における都市計画道路の整備方針）を2016年3月30日に公表。未着手の都市計画道路（幹線街路４）を対象に、検証15項目に照らして「将来都市計画道路ネットワークの検証」を実施、必要性が確認されなかった路線については「見直し候補路線」として位置づけ、2016年度以降に計画廃止を含めその在り方を検討ーとし、９区間約4.949kmが「見直し候補路線（区間）」、また、28路線（区間）、30.4㎞が「計画内容再検討路線（区間）」として位置づけられた。しかし、他自治体に比べ、東京都は見直しのしくみそのものに課題が多く、実際の見直しも極端に少ない。住民の意見反映のしくみも課題。

※7　**公共施設総合管理計画**…公共施設などの全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設などの最適な配置を実現するためのもの。2014年4月に総務省が策定を要請、東京都は2016年度に策定予定、市区町村では策定済み(10)、2016年度中に策定予定(51)。

※8　**自立・分散型エネルギーシステム**…東京都は、1.環境負荷の低減、2.エネルギー供給源の多様化、3.経済波及効果が高い、4.非常時対応の観点からも有効ーとして、「水素社会の実現」を大きく打ち出し、水素ステーション整備や燃料電池車導入支援をすすめている。しかし、水素製造のための原発エネルギー使用は大問題（仮にすすめるとしても、原発や化石燃料のエネルギーを大量に使った、炭化水素からとりだす水素（ダーク水素）ではなく、R水素（再生可能水素）による地域循環型社会＝「R水素サイクル」などが必須条件）。むしろ、特定のものを進めるのではなく、「自立・分散型」であるべき。
また、東京都は、2014・2015年度、都内における社会福祉施設または医療施設に太陽熱利用システムを設置する事業者に対し、その経費の一部を補助（補助対象経費の1/2、集熱器の面積１㎡あたり上限10万円）。

◆有害化学物質を環境中に拡散させない、適正な処理体制をつくる

▷ アスベスト・PCB等の適正処理をすすめる。

▷ 建設廃棄物や、災害時の廃棄物について、特に有害物質への対策を確立させる。

▷ **マイクロプラスチック**※9、マイクロビーズについて、生産者責任も視野に、回収や発生抑制対策をすすめる。

▷ 放射能汚染防止法の制定を求めるとともに、東京都としても、汚染・拡散防止の対策をすすめる。

◆生物多様性※10の視点で環境を保全する

▷「あまみず社会」の構築で、水循環の推進、地下水の保全をすすめ、循環型社会をつくる。

▷ 緑を増やし、川や水辺に親しむまちづくりをすすめる。

▷ 地下水保全のためにも森林をまもり、東京の林業を育て、多摩産材として、また未利用間伐材は**木質バイオマス**※11として活用する。

◆都市農業※12を保全し、多面的な機能をまちづくりに活かす

▷ 雨水浸透、災害時の防災空間、地産地消、コミュニティ形成、福祉との連携など、多面的な機能をもつ都市農地を保全する。

▷ 農地の買取り基金を東京都に設ける。

▷ 各自治体の実状に合わせた都市農業振興策がすすめられるよう支援する。

◆安全な生活環境を確保する

▷ 羽田空港の増便・飛行ルート変更問題、横田基地や調布飛行場の周辺環境、生活環境については安全性を最優先にし、改善策を国などに働きかける。

▷ リニア新幹線については、必要性や環境に与える影響の観点から、中止を求める。

▷ 飛行ルートについては、米軍基地関係も含め、東京都として把握、情報提供を行う。

※9　**マイクロプラスチック**…微細なプラスチックごみ(5㎜以下)。含有・吸着する化学物質が食物連鎖に取り込まれ、海洋汚染として生態系に及ぼす影響が問題になっている。一次的(primary)マイクロプラスチックは、マイクロサイズで製造(マイクロビーズ等、洗顔料・歯磨き粉等のスクラブ材等に利用)、排水溝などを通じて自然環境中に流出、製造者責任・使用者責任の明確化が求められる。二次的(secondary)マイクロプラスチックは、大きなサイズで製造されたものが、自然環境中で破砕・細分化されたもの。マイクロ化する前段階(大きなサイズ)での回収が対策として有効とされる。

※10　**生物多様性**…東京都環境基本計画2016では、政策3「自然豊かで多様な生きものと共生できる都市環境の継承」を掲げ、①生物多様性の保全・緑の創出、②生物多様性の保全を支える環境整備と裾野の拡大ーとしている。

※11　**木質バイオマス**…「バイオマス」とは、生物資源(bio)の量(mass)表す言葉。木質バイオマスは、森林や樹木に由来する木質資源のことで、未利用の間伐材や、枝・葉などの林地残材、製材所から発生する樹皮や端材などさまざまなものがある。木材の燃焼時に排出されるCO_2は、木の生長過程で大気中のCO_2を吸収・蓄積したものであり、燃焼しても大気中のCO_2は増えず、石油等の化石燃料の代わりに木材を利用することは、化石燃料に由来するCO_2の排出削減につながる。東京都も、未利用材を活用した地域内における木質バイオマスの熱利用など、エネルギーの地産地消をすすめている。

※12　**都市農業**…2015年4月「都市農業振興基本法」制定、2016年5月「都市農業振興基本計画」が閣議決定。都市の農地は、これまでの「宅地化すべきもの」から都市に「あるべきもの」となった。「税制上の措置」については、市街化区域内農地(生産緑地を除く)の税負担のあり方や、貸借されている生産緑地の相続税納税猶予のあり方が検討課題となった。
東京都農林・漁業振興対策審議会の農業部会は、答申「都市と共存し、都民生活に貢献する力強い東京農業の新たな展開」を公表(2016年8月)、改善すべき都市農地の制度として、①生産緑地制度関係(面積要件の緩和、生産緑地の買い取り支援)、②「特定貸付け」制度の生産緑地への適用拡大、③相続税納税猶予制度の適用拡大など相続税の負担軽減措置、④新たな物納制度の創設ーを提示。この内容をふまえて、東京都の「基本計画」が策定されることになる。

■減災のまちづくりをすすめる

《現状と課題》

私たちはこれまで、防災政策へ女性・子どもの視点を活かすこと、そして被害を出さないための“防災”から、予防と正確な被害予測に基づく“減災”の考え方を主張、そのための「日常的な支援体制づくり」を提案してきた。これらの考え方は、「避難所運営指針」や「**事前復興計画**※1」において、一定程度、定着してきた。しかし、子ども・女性・高齢者への配慮にとどまらず、多様なニーズを持つ被災者へ対応できる体制が求められている。そして、残念ながら、大きな災害が発生するたびに、新たな課題が指摘され、2016年4月の熊本地震では、福祉避難所の自治体間格差などの問題が明らかになった。国の地震予測では、マグニチュード8～9レベルの南海トラフや「首都直下型地震」がいつ発生してもおかしくないと言われている。具体的な「災害時への備え」には、今後も、きめ細かい配慮と、不断の見直しが求められる。

また、昨今の都市型災害への対策も喫緊の課題である。無秩序な開発をやめ、雨水涵養や緑地保全など、長期的な取り組みをすすめる必要がある。

◆女性の視点や、多様なニーズへの配慮の視点で、日常的な支援体制をつくり、災害時に備える

▷ 自治体の福祉避難所指定状況を検証、身近な場所への配置を促進する。

▷ 福祉避難所などにおける、災害時の支援者を確保する。

▷ 多様なニーズを持つ被災者へ対応できる体制をつくる。液体ミルクの備蓄や在宅療養者への対応など、各自治体での対応が難しい対策については、東京都として広域的に対応する。

▷ 帰宅困難者対策を常に検証、正確・迅速な情報伝達の体制を整備する。

▷ 災害後の被災者対策として、PTSD（心理的トラウマ）への対応、グリーフケア（大きな悲嘆に暮れる人への寄り添い型の支援）の視点を取り入れる。

◆都市型災害に備える

▷ **防災公園**※2の機能は常に市民参加で検証し、それをふまえて改善・整備する。

▷ 雨水浸透などの促進、下水道整備をすすめ、都市型水害、土砂災害を防ぐ。

▷ 地すべりや**土砂災害**※3などにつながるような、無理な都市開発に歯止めをかける。

※1　**事前復興計画**…事前復興とは、平時に、災害が発生した際のことを想定、被害最小化につながる都市計画やまちづくりを推進すること。1995年1月阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、同年7月に全面改訂された国の防災基本計画に初めて「事前復興計画」という表現が記載された。東京都は、都市復興マニュアルと生活復興マニュアルを策定(97･98年)、さらに、震災復興を迅速かつ円滑に推進するためにはあらかじめ行政と都民が震災復興時の都市づくりのあり方を共有しておくことが必要であるという考えに基づき、2001年「震災復興グランドデザイン」を策定した。

※2　**防災公園**…東京都や各市の「地域防災計画」では、都立公園58カ所が「避難場所」に、35カ所が「大規模救出・救助活動拠点」や「ヘリコプター活動拠点」などに指定されている。東京都建設局所管の公園ではこれらを「防災公園」と呼び、東京都公園協会では、避難場所37カ所、活動拠点28カ所を管理。防災公園（大規模救出・救助活動拠点）は、葛西臨海公園、水元公園、神代植物公園、小金井公園など22カ所。防災公園では、災害対応トイレ、ソーラー発電公園灯、かまどベンチ、揚水ポンプ、防火水槽、応急水槽などがある。また、活動拠点に指定されている野球場や陸上競技場などは、ヘリコプターの離着陸を想定。

※3　**地すべりや土砂災害**…東京23区において建物倒壊・火災危険度・災害時活動困難度を考慮した総合危険度が5段階中4、5にあたる「危険度の高い地域」は、東部（江戸川両岸）や木密地域。※「地域危険度マップ」では、地震に関する地域危険度測定調査（第7回）に基づき、色・パターン別に地図上に示している。

多摩地域は、地図はない。建物倒壊・火災危険度・災害時活動困難度を考慮した総合危険度が5段階中4、5にあたる地域は、武蔵野市吉祥寺北町1丁目（火災危険度4）、西東京市泉町5丁目（火災危険度4）。

地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域は、八王子市、青梅市、奥多摩町など、多摩西部・南部に多い（東京都地域防災計画（風水害編）別冊資料）。

■誰もが自分らしく生きられる地域福祉のしくみをつくる

《現状と課題》

年齢や障がいの有無などに関わらず、誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるためには、世代別、課題別の縦割り施策ではなく、**分野横断的な施策**※1と取り組みで、切れ目がなく、その人に必要な支援を包括的に提供できるような体制と、申請を待つのではなく、アウトリーチしていくしくみが必要。特に近年、ダブルケアなど、複合的な課題を抱えた事例も多く、必要な情報提供で地域での孤立を防止、制度を改善して必要な支援につなげる体制が求められる。

在宅療養環境を整備するためには、医療と介護の多職種の連携だけではなく、根底にキュア（治療）からケア（介護・介助）へという考え方、看取りに対応できる地域医療・介護と、住まいが不可欠である。また「治療と仕事の調和」の視点での地域医療、支援体制も求められる。そして**認知症対策**※2は、早期発見より、むしろ、認知症でも安心して暮らせる地域づくりの視点を優先してすすめるべきである。

子育て支援では、子どもも親も一人にしない、子どもの育ちを応援する姿勢を基本にすすめる。また、子どもの貧困が社会的関心を集めているが、その背景にある問題、続く若者世代の問題も明らかにしつつ、改善に向けた対策が求められる。

そして、社会参加とそのための移動を保障、誰もが居場所と出番がある地域社会をつくる。

◆その“人”を、地域でトータルに支える、地域包括ケアシステムを構築する

▷ 在宅介護・在宅医療は、医療・保健・福祉の連携、アウトリーチの体制ですすめる。

▷ 看取りに対応できる地域医療・介護と、住まいの確保に向けた支援を行う。

▷ 認知症でも安心して暮らせるまちづくりをすすめる。

▷ 精神疾患についての知識や情報が、特に十代の若者に周知されるよう、学校教育の中での取り組みをすすめる。さらに、地域、職場において、すべての市民に必要な情報が届くようなしくみをつくる。

▷ 訪問診療する精神科医をふやすとともに、医療・福祉資源を使いこなすケアマネジメントの実現で、各ニーズに合わせた対応と継続した支援を充実させる。

▷ 自殺対策では、仕事や生活環境の問題解決に向けた支援を行うとともに、生活困窮や労働環境など、背景にある社会問題についても改善に向け働きかける。

※1　**分野横断的施策**…東京都の「福祉先進都市・東京の実現に向けた地域包括ケアシステムの在り方検討会議」最終報告（2016.03.30）」では、論点・課題解決の方向性として、①高齢期の住まい（空き家活用、生活支援）、②介護予防と支え合う地域づくり、③認知症対策、④在宅療養環境の整備（看取り、意思決定）、⑤介護サービス基盤整備、⑥時代のニーズに応じた規制見直し、⑦介護人材の確保・育成・定着、⑧仕事と介護の両立支援（職場環境、家族介護者への配慮）－と提示。国も「地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドライン」の提示や、「『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」の開催など、「地域共生型社会」を強く打ち出している。方向性としては評価したいが、単なる人材確保策、規制緩和、財政削減策となってしまうことも危惧される。

※2　**認知症**…国は2015年1月「新オレンジプラン」を発表、2014年6月成立「医療介護総合確保推進法」では「認知症総合支援事業」が地域支援事業の包括的支援事業に位置づけられ、2018年度からは全区市町村で実施することとなっている。
東京都は財政的支援として「地域支援事業交付金」の交付、区市町村への認知症支援コーディネータ配置、地域拠点型認知症疾患医療センターへの認知症アウトリーチチーム配置などをすすめている。東京都の予測では、都内の要介護（要支援）認定を受けている高齢者のうち、何らかの認知症の症状を有する人は、2013年11月時点で約38万人、2025年には約60万人に達する見込み。

▷ **ダブルケア**※3、ヤングケアラー、ひとり親家庭など、特に支援が必要な人に対して、実態を把握、地域で孤立しないような、包括的・連続的なワンストップのしくみをつくる。

◆子どもの育ちを応援する

▷ 子どもも親も一人にしない子育て支援をすすめる。

▷ 出産前から一人ひとりのSOSを受け止めるしくみをつくり、虐待を未然に防ぎ、**支援体制**※4を充実させる。

▷ 保育については、待機児解消だけを目的にした対策としない。保育所だけでなく、地域型保育事業、**認可外保育施設**※5など、子どもに関わるすべての事業の質を確保、保育環境の向上を図る。

▷ 在宅で子育てをしている家庭への支援を充実する(ひろば事業、グループでの自主保育など)。

▷ プレーパークなど、子どもがのびのび遊べる環境をつくる。

▷ 中高生、障がいのある子どもも含め、多様な放課後の居場所をつくる。

◆ケアに携わる人が誇り・やりがいが持てるような、人材育成・人材確保策をすすめる

▷ 介護や保育、教育など、人に関わる仕事(ケア)を大切にし、処遇、労働環境を改善する。

◆若者への支援は、実状をふまえ総合的にすすめる

▷ 若者支援は、治安対策ではなく、困難を抱える個々の実状に合わせて行えるよう、当事者やNPOと協力し、サポート体制をつくる。

※3　**ダブルケア**…内閣府男女共同参画局は「育児と介護のダブルケアの実態に関する調査」を実施（2016年3月報告書公表）。就業構造基本調査により推計されるダブルケアを行う者は約25万人(女性17万人・男性8万人)／割合は、15歳以上の約0.2%、育児を行う者の約2.5%・介護を行う者の約4.5%／ダブルケアを行う者の平均年齢は、男女とも40歳前後、育児のみを行う者と比較してやや高く(4～5歳)、介護のみを行う者と比較して20歳程度低くなっている／インターネットモニター調査では、ダブルケアを行う女性は、男性に比べて周囲からの手助けが得られていない、育児を負担に感じる者は約半数、介護を負担に感じる者は67%。
また、横浜市はダブルケア対策の一環で、「特別養護老人ホーム入退所指針」（入所決定基準、特例入所要件）を見直している。

※4　**支援体制**…東京都は、出産・子育て応援事業（ゆりかご・とうきょう事業）を実施（2016年度12億円）、すべての子育て家庭を対象に、妊娠期からの切れ目ない支援を行うため、地域のワンストップ拠点へ専門職を配置する区市町村を支援／妊娠届出時の面接などの機会に、直接「育児パッケージ（子育て用品など）」を配布、妊産婦などの状況を早期に把握する取り組みを行う区市町村を支援。

※5　**認可外保育施設**…「認可保育所」以外の子どもを預かる施設（保育者の自宅で行うもの、少人数のものを含む）の総称。また、幼稚園以外で幼児教育を目的とする施設において、概ね1日4時間以上、週5日、年間39週以上施設で親と離れることを常態としている場合も、認可外保育施設に含まれる。ベビーシッター（認可外の訪問型保育事業）は、2016年4月から、法人・個人の別、事業規模にかかわらず、全事業者に知事への届出が義務づけられている。しかし、ベビーシッターやベビーホテルで、乳幼児が犠牲になる痛ましい事件・事故は後を絶たず、その都度、保育の質が問題となる。どちらも、立入調査や行政処分（事業停止命令、施設閉鎖命令）など、都道府県知事等の指導監督の対象で、ベビーホテルなどへの立入調査結果は一覧で公表されているが、小さい表で分かりにくく、必要に迫られた保護者にとっての選択の参考になっているのかは疑問。
新知事は「待機児童ゼロに向けた緊急対策」（第一弾）を公表（2016.09.09）、柱は、①保育所等の整備促進、②人材の確保・定着の支援、③利用者支援の充実で、上記に関しては、▶区市町村が実施する認可外保育施設の利用者負担軽減（バウチャー等）を支援、▶認可外保育施設の質の向上を図るため、巡回指導チームを編成ーを新たに打ち出している。

◆専門的医療とともに、安心できる総合的な地域医療体制をすすめる

▷ プライマリ・ケア(身近で何でも相談にのってくれる総合的な医療)や在宅療養、看取り支援をすすめる。

▷ 子育て家庭が安心できるような、**産科・小児科医の体制**※6をつくる。

▷ 子宮頸がんワクチン(HPVワクチン)などの副作用については、被害者救済と再発防止を行政の責任ですすめ、患者に寄り添った医療体制を整備する。

▷ **がん対策**※7では、予防・発見・治療だけでなく、就労に関するニーズや課題を明らかにし、柔軟な働き方を支援する視点で、地域医療や相談体制を拡充する。

▷ 医療・福祉の両面を含む精神保健の人材育成については、特に人権尊重に基づいた回復(リカバリー)支援の提供ができる研修を行うとともに、負担の多い家族に対しても支援できる人を増やす。

◆地域福祉の拠点として、空き家※8・空き室・空き店舗の活用をすすめる

▷ シェアハウスやグループホーム、多世代の居場所にできるよう、地域の実情に合わせた行政の支援のしくみをつくれるよう、東京都として包括的に支援する。

▷ 用途変更せずに空き家を活用できるように、**柔軟な対応**※9を可能にする。

◆移動の確保と居場所の創出で社会参加を保障する

▷ 移動困難者の移動を保障する。

▷ 安心して外出できる環境を整備(バリアフリー、人的支援)、社会参加を保障する。

※6　**産科・小児科医の体制**…「東京都地域医療構想」(2016年7月策定)は、高齢化への対応が主眼、医療と介護の連携が強調され、具体的に、高齢者保健福祉計画や介護保険事業支援計画、障害者計画・障害福祉計画や健康増進計画、医療費適正化計画等との連携が明記、プライマリ・ケア(身近で何でも相談にのってくれる総合的な医療)や在宅療養、看取り支援に対して言及する分量は増えたように感じる。一方、それに比べて、子どもの医療の視点は少ない(周産期母子医療センターなどにおける「在宅療養」の支援体制整備などはあるが、いわゆる産科・小児科の専門医が少ない問題については触れられていない)。

※7　**がん対策**…都民のがん患者数は約14万人(2人に1人が一生の内にがんと診断されると推計)、一方、医療の進歩で長期間生存も可能となり、労働現役世代にもがん患者は多く、がん患者の仕事と治療の両立が課題となっており、東京都がん対策推進計画(第一次改定：2013年3月)では「患者・家族の不安の軽減」で「がん患者の就労等に関する普及啓発・相談支援体制の整備」が盛り込まれている。「がん患者の就労等に関する実態調査」も実施(報告書：2014年5月)。国は「がん患者・経験者の就労支援のあり方に関する検討会報告書「らしく、働く」～仕事と治療の調和に向けて～」をとりまとめている(2014年8月)。

※8　**空き家活用**… 東京都は「住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業」を実施、2015年度に創設された制度で、高齢者、障害者、子育て世帯の居住の安定確保を図るため、居住支援協議会などとの連携の下、入居ニーズや住宅オーナーの意向をふまえた上で、空き家などを活用し一定の質が確保された低廉な家賃の賃貸住宅の供給が目的で、空き家などの改修工事に対して補助。

※9　**柔軟な対応(具体的事例)**…建築基準法において、シェアハウスに適用できる建築用途としては、住宅、寄宿舎、共同住宅などがあり、寄宿舎や共同住宅は、「特殊建築物」(消防法では防火対象物)と呼ばれ、火災時の安全などへの配慮から厳しい規制がある。一方の住宅は、家族が住むという想定から緩い規制。小林秀樹・千葉大学教授は、「安全性確保からはともかく、数人程度のシェアハウスまで寄宿舎とみなすのは行き過ぎ」とし、「少人数のシェアハウスやグループホーム、高齢者のグループリビングなどの用途を想定し、両者の中間に新しく「特定住宅」という建築用途を導入する」ことを提唱。

■安全な生活環境は“子ども基準”で

《現状と課題》

私たちはこれまで、有害化学物質などの子どもへの影響を重視、未然防止の考え方も合わせ、「子ども基準」の考え方を提案してきた。東京都は独自の「子どもガイドライン」を策定したが、電磁波など、次々に、子どもたちの生活環境を脅かす新たな問題が生まれており、大きな見直しが求められる。

そして、3.11の原発事故以来の放射能汚染対策など、特に子ども基準での長期的な対策を求めてきたが、東京都の地域防災計画における放射能対策は多岐にわたるものの、教育委員会の取り組みや子ども基準の視点はない。また、学校給食用食材の放射性物質検査(2013年度末終了)は、いつ発生するか分からない事故への対策に活かすため、検証と今後あるべき体制・機能について検討が必要である。

◆放射能汚染対策を検証、必要な機能を再構築する

▷ 放射能汚染ゼロをめざしつつ、現状の放射能対策(空間線量、食材料の測定)は維持する(民間測定機関との協働、不測の事態への対応として、必要な機能を検討する)。

▷ 東京都地域防災計画の「放射性物質対策」に、教育委員会の取り組みや、子ども基準の視点を入れる。

◆「化学物質の子どもガイドライン※1」を見直し、近年の課題についても対策を講じる

▷ 化学物質・電磁波・放射能への対策は、特に“子ども基準”で実態を把握、予防原則にたち、実効性のある安全基準に見直す。

▷ 除菌、消臭、芳香剤の香料などに対して、ガイドラインを策定する。

▷ 携帯基地局の建設、Wi-Fi環境の拡大に対し、子ども基準の「電磁波対策」を早急に構築する。

※1　**化学物質の子どもガイドライン**…現在策定されているのは、殺虫剤、鉛塗料、室内空気、食事編の4種類。例えば殺虫剤編では「化学物質が人に与える影響は発達期の子どものほうが大人よりも大きい」との考え方は書かれているが、実際の対策は、▷殺虫剤使用のあり方を関係者とともに検討し情報提供、▷やむをえず散布する場合は子どもへの接触を防ぐ、▷殺虫剤を使用しない害虫防除法も取り入れる-と、消極的な内容。ここに「基準」でなく「ガイドライン」の限界が表れており、中には、子どもへの接触を防ぐことで逆に大規模に散布するなど、趣旨をまげて活用されている事例も見受けられる。

■貧困・格差社会をなくす 生きる基本、セーフティネットを確立する

《現状と課題》

格差社会、子どもの貧困、下流老人など、今や貧困は、社会全体の問題になっている。その支援策は、対象を限定せず、従来の施策では対応できないような複合課題にも対処できるよう、一人ひとりに寄り添ったしくみにしていかなければならない。同時に、その社会的背景を曖昧にしてはならず、**ジェンダー格差**※1の解消や労働法制の課題改善に向けても、東京都として発信、是正していく姿勢が求められる。

近年国も提唱するようになった「**多様な働き方**※2」だが、企業の都合での「働き方改革」ではなく、その根底には、ディーセントワーク(人間らしい働き甲斐のある仕事)とワークライフバランス(仕事と生活の調和)の考え方がなくてはならない。一人ひとりが、生活も仕事も大切にできる、多様な働き方を選択できるようになる社会が求められる。

また、今後の東京の課題は、特に、独り暮らし女性と若者に象徴される。ソーシャルミックスを基本にした「多様な住まい方」への支援とともに、東京におけるセーフティネットとして、「生活の基本」である住まいを保障していくことが必要だ。

東京都として、子どもたちの貧困対策をすすめるとともに、労働と住まいの問題に対処することで、生きる基本・セーフティネットを確立する。

◆労働問題に対処する

▷ 非正規労働、派遣労働の問題について実態を把握、改善策を国へ発信する。

▷ 多様な働き方は、ディーセントワークとワークライフバランスを前提に、男女平等、長時間労働の是正、“同一労働同一賃金”をすすめる。

▷ ブラックバイトや生きづらさや不安も含め、労働問題について、活用しやすい身近な**相談窓口**※3を設置する。

▷ 労働者の権利教育、キャリア教育をすすめる。

※1　**ジェンダー格差**…2014年版GGI(ジェンダーギャップ指数)で、日本は調査対象142カ国中104位。一方、GDPは世界3位、男女賃金格差、女性の意思決定参画度の低さなど、「経済大国における女性の貧困」を浮き彫りにしている。女性の中では、単身、高齢単身、シングルマザーの貧困が深刻(ジェンダー格差：(A)一人暮らし世帯の貧困率は、20～64歳で男性23.2%・女性33.3%、65歳以上は男性29.3%・女性44.6%／(B)平均年間収入は、母子世帯291万円・父子世帯455万円)。※(A)は国民生活基礎調査、(B)は2011年度全国母子世帯等調査。

※2　**多様な働き方**…安倍政権は、「一億総活躍プラン」を閣議決定(6/2)、「一億総活躍社会の実現に向けた横断的課題である働き方改革の方向」として、「最大のチャレンジは働き方改革である。多様な働き方が可能となるよう、社会の発想や制度を大きく転換しなければならない」とした。同一労働同一賃金の実現など非正規雇用の待遇改善、長時間労働の是正、高齢者の就労促進を掲げているものの、そもそも、成長戦略、経済対策であり、個々人にとって望ましい多様な労働になるとは思えない。生産性の向上や雇用延長など、雇用側だけに都合の良い改革に終わらないよう、注視が必要。
経団連は「わが国の賃金制度は多様、職務給を前提とする欧州型同一労働同一賃金の導入は困難、同一労働等の判断基準を職務内容のみならず様々な要素を含めて総合的に判断する現行法(労働契約法、パート法)の基本的考え方を維持すべき」としている(「同一労働同一賃金の実現に向けた検討会」)。

※3　**労働関係の相談窓口**…雇用については、組織的には、厚労省からの指示を受け、都道府県労働局が地域の産業・雇用失業情勢に応じた対策を展開、ハローワークはその窓口。ハローワークのマッチング機能の評価は、主に成果として就職件数などで表され、補助的に業務の質(求人者向け調査における満足度)などで表される。わかものハローワークは、就職後の定着支援や若者の「使い捨て」が疑われる企業に関する相談も、業務に位置づけられているが、アフターフォローの実態は不明。従業員自体が非正規という問題も指摘されている。

◆複合的課題について対応できるよう、一人ひとりに寄り添った支援のしくみをつくる

▷ DV、性暴力、ストーカー被害などについて、電話・メールを含め、相談しやすい体制をつくり、救済に向けたきめ細かい支援を行う。

▷ シングルマザー、生活困窮者などに対し、実態に即した就労支援を行う。

▷ ダブルケア、ヤングケアラーなど、従来の施策では対応できない複合的な課題を抱えている人に対し、一人ひとりに寄り添ったしくみをつくる。

▷ 見えにくい「女性の貧困問題」への対処として、シェルター、相談支援の体制を拡充する。

▷ 若者の居場所（繁華街・深夜）について携わるNPOなどの活動を支援する。

◆生活の基本である住まいを保障する

▷ 若者が利用しやすい空き家などを活用したシェアハウスや家賃補助のしくみをつくる。

▷ **無料低額宿泊所**※4の課題を是正、路上生活者だけでなく、24時間営業店で暮らす人々（ネットカフェ難民）も含め、自立支援サポートとしての住宅政策を拡充する。

▷ 東日本大震災の被災者（自主避難）に対する住宅を確保する。

◆貧困※5の連鎖を止める

▷ **給付型奨学金の創設**※6や、奨学金返済に係る救済制度を国に提案、東京都として補完するしくみをつくる。

▷ 若い世代が社会から孤立しないよう、総合的な相談窓口や、出産前後に安心して入所できる施設などをつくる。

▷ 生活困窮者自立支援制度について、任意事業もすべて実施できるよう、東京都として人材、財政的支援を行う。

▷ 就学援助、生活保護、児童扶養手当などについては、必要な人に的確に情報が届くよう積極的に周知するとともに、**支給方法**※7を、受ける人の生活状況に即して改善する。

※4　**無料低額宿泊所**…社会福祉法の「生計困難者のために、無料又は低額な料金で簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他施設を利用させる事業」に基づき、設置される施設。都内の設置数は178カ所（2014年8月）、運営主体の大部分はNPO法人。

※5　**東京都子どもの貧困対策等に関する2016年度新規事業**…①児童養護施設退所者等に対するすまい確保支援事業2500万円（児童養護施設等を退所する児童や母子生活支援施設を退所するひとり親家庭向けに、低廉な家賃で物件を提供することを条件に、空きアパート等のオーナーに改修経費を補助、施設退所者等のすまいの確保を支援するしくみを構築）、②首都大学東京と連携した子供の貧困対策の推進（庁内横断組織の子供・子育て施策推進本部に設置した「子供の貧困対策推進連携部会」において、学習支援や就労支援など、様々な支援策を検討／子どもとその家庭に対する支援策の充実・強化を図るため、首都大学東京の「子ども・若者貧困研究センター」と連携し、調査研究）。

※6　**給付型奨学金**…国では、文科省が検討チームを設置、具体的な制度設計の議論を始め、年内に議論をとりまとめて来年の通常国会で必要な法改正をし、2018年春の入学者からの給付を目指すとしているが、財源が課題。東京都では、新知事が、選挙公約に掲げたとおり、都独自の給付型奨学金を新たに設ける意向を明らかにしている。

※7　**支給方法の改善**…生活保護以外にも、支給方法の課題はある。第190回国会では「児童扶養手当法一部改正」の審議において、児童扶養手当の支払い方法が課題のひとつとして指摘され、附帯決議で「支払方法は、自治体の支給実務の状況等を調査、支給回数について隔月支給にすること等を含め検討」とされた。
足立区では子どもの貧困対策実施計画を策定、就学援助を受けている世帯は45%、「元気が出る就学援助の本」を配布。就学援助は前年度の見込みで予算化、新学期の始めから使える。

■子どもから大人まで、学ぶ、学び直せる環境をつくる

《現状と課題》

2016年、選挙権年齢が18歳に引き下げられ、初めて実施された参議院選挙では、18歳有権者の投票率は東京都の全年代の投票率(57.5%)よりも高い数値(60.53%)であり、若い人の関心の高さが現れた。これからの未来を担う子ども・若者たちが、社会を自分の意思と行動でつくっていけるためのシティズンシップ教育の推進が求められる。

しかし現在、教育の中では、中立性を理由に政治について教員が語らなくなっており、**道徳教育**※1は教科化の問題にとどまらず点数評価までされようとしていることは、子どもの主体性を育む教育に逆行していると言わざるを得ない。今必要なのは、公教育の中で憲法から生きる基本を学び、子どもたちが多様な意見を出し合える力だ。そして将来的には選挙制度改革を視野にいれ、市民の意思が政治に反映されるしくみをつくっていくことが求められる。

そして、誰でもいつでもどこでも共に学べる教育の権利を保障しなければならない。東京都は、都立の夜間定時制高校を4校廃止することを決定しているが、夜間や定時制の学校はさまざまな事情で学校に行けなかった人が学び直す場としてとても重要な役割を持っている。外国人への日本語教育や保護者へのサポート、母語教育や民族教育、災害時における教育など、どんな場合でも等しく保障されるべきものである。

都は「インクルーシブ教育」として特別支援教室の全校配置をすすめている。通級学級で他校に通っていた子どもが自分の学校で学ぶことができ、前進したという考えがある一方で「取り出しの教室」として使われないか、十分注意が必要だ。どのような障がいがあっても、同じ教室で学ぶことが基本であり、そのためには、施設整備(バリアフリー)、充分な人員配置(教員、支援員)、そして研修が最も重要である。

「障がい者差別解消法」は、教育の現場にも「合理的配慮の提供」を求めているが、むしろ、障がいの有無によって分け隔てられることのない、共に学ぶ環境を学校から具体化していくことこそ、差別意識を解消し、共に生きる社会の実現につながるのではないか。「インクルーシブ教育」の考えを基本に、子どもの最善の利益の視点で多様な教育を保障しなければならない。

◆子どもが主役の学校にかえる

▷ 先生や介助員をふやして学級人数を少数にするとともに、TT(team teaching)をすすめる。

▷ 子どもの最善の利益の視点で、多様な学びを保障する。

※1　**道徳の教科化**…文科省は2015年3月27日、「特別な教科」として格上げする小中学校の道徳について新たな学習指導要領を告示、今後、小学校2018年度、中学校2019年度から道徳教科書に基づく授業が行われることになる。さらに、東京都は2015年11月、「東京都教育施策大綱～「世界一の都市・東京」で活躍する子供たちのために～」を策定、「重点事項Ⅱ 社会的自立を促す教育の推進」の中で、方針1に「道徳教育」を掲げ、全国に先駆けた取り組みを推進するとしている。

▷ **高等学校等就学支援金制度**※2はすべての学校を対象にする。

▷ 希望する子どもがすべて行けるように、**都立高校の入試**※3のあり方を抜本的に変える。

◆自分の心と体をまもる、性教育を充実させる

▷ リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康・自己決定の権利)の視点で、自分の心と身体の健康を主体的に確保するような性教育を学校などで行う。

◆シティズンシップ教育※4をすすめる

▷ 市民と政治、社会との関わりを深める「シティズンシップ教育」の趣旨をふまえた政治教育を、子どもだけでなく大人にも広げる。

▷ 高校生の自主的活動を抑制しないよう、教員への研修内容を検証する。

※2　**高等学校等就学支援金制度**…2010年4月から始まった「公立高校授業料無償制・高等学校等就学支援金制度」(旧制度)は、2014年4月から所得制限導入など一部改正、名称も「高等学校等就学支援金制度」(新制度)と変わった。外国人学校(アメリカンスクール、インターナショナルスクール、東京中華学校など)も、文科相が法律の施行規則に基づき指定すれば、対象になるが、朝鮮学校は対象外とされている。文科省は2012年12月、旧制度の法律施行規則を一部改正する省令案を発表、それまでの施行規則では、インターナショナルスクールや民族学校などについて、大使館等を通じて本国における高校と同等程度の課程を有するものと確認できる学校及び国際的評価機関の認定を受けた学校を制度の対象とする一方、これに該当しない学校についても、日本との国交の有無にかかわらず、日本の高等学校と同程度の課程を持つと評価される学校については、文部科学大臣が個別に指定することにより就学支援金などの対象とすることができることと」していたが、改正案では、その個別指定の根拠条文を削除。改正趣旨について、下村博文文科相(当時)は「拉致問題の進展がないこと等を理由として朝鮮学校の指定の根拠を削除する内容の省令改正である」と発言、朝鮮学校を制度の対象から除外することを目的とするものであることは明らかーと報道されている。

※3　**都立高校入試制度**…2018年度からの都立高校入試制度の変更点は、(A)試験・教科数の変更(それまでは、学校により「3～5教科」、2016年度以降、第一次募集は国・数・英・社・理の5教科、第二次募集は国・数・英の3教科に統一)、(B)学力と内申点の評価比率の変更(それまでは、高校側が学力検査:調査書の比率を「7:3」「6:4」「5:5」「4:6」のいずれかとしていたが、第一次募集は7:3、第二次募集は6:4に統一)、(C)内申点算出のための換算方法の変更(それまでは、5教科(国・数・英・社・理)評定の合計と、4教科(音楽・美術・保健体育・技術家庭)の評定に、×1.2、又は×1.3とし、加えたものが換算内申として扱われていたが、2016年度以降、実技4教科の評定を各々×2にしたものとの合計が換算内申となる)。
(B)は学力試験重視となり、これはこれで課題、(C)は4教科をより重みを持って評価、即ち、不登校の子どもには不利になる。東京都の都立高校入学者選抜検討委員会報告書(2016年7月)」では、これらについては評価されているが、細かい制度改定を繰り返すのではなく、希望する子どもがすべて行けるように、入試のあり方を抜本的に見直すことが必要。

※4　**シティズンシップ教育**…18歳選挙権との関係で、「主権者教育」の表現が使われる場面が多く、文部科学省はその目的を、「単に政治の仕組みについて必要な知識を習得させるにとどまらず、主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担うことができる力を身に付けさせること」としている。「シティズンシップ教育」との違いは整理できていないが、ネットは以前から、社会を自分の意志と行動でつくる人を育てる、市民と政治、社会との関わりを深める教育として、「シティズンシップ教育」を提案してきた。「主権者教育」を否定するものではないが、手法を誤ると、矮小化される危険もある。同時に「選挙制度」の見直しも求めていく必要がある。

◆障がい児などへの対応は、子どもの最善の利益の視点で

▷ 現行の「個別支援・指導計画」や、導入予定の「(仮称) 個別カルテ」は、子どもの権利に即した情報連携に。

▷ 共生・共学を基本・大前提とし、その子どもの学びに適した環境整備を保障する「**インクルーシブ教育**※5」をすすめる。

◆学び直しのできる教育システムをつくる

▷ 中途退学者や不登校の子どもたちが、学び直しや進路変更を選択できるようにする。

▷ 高校にカフェなどをつくり、孤立しない居場所づくり、中退・不登校生徒へのフォローアップなどを行う。

▷ 通信制高校に保育所を設置するなど、子育てと学業を両立できるような支援策をすすめる。

◆震災時の学び・放課後の居場所を保障する

▷ 被災した中高生の放課後の居場所に軽食付きの学習支援の場を確保する。

▷ 居場所運営に子どもの参加・意見表明を保障する

◆教育行政に対する政治介入を防ぐ

▷ **教科書検定**※6のための閲覧は、充分な時間と資料を保障、教員や市民の意見を反映できるしくみに改善する。

▷ 教育行政に対しては、独任制である首長の影響力や関与が強まらないよう、多様な意見を反映するしくみをつくる。

※5　**インクルーシブ教育**…東京都は「東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画」(2010年11月)や「東京都発達障害教育推進計画」(2014年2月)に基づき、2012年度から3ヵ年かけてモデル事業を実施、2016年度以降は、準備の整った自治体から順次、「情緒障害等通級指導学級」を「特別支援教室」に変え、全小学校に「特別支援教室」を設置、教師が巡回指導している。ネットの基本は"インクルーシブ教育"、この変更に対する実際の課題については、今後、時間をかけて議論が必要。
また、今国会では「発達障害者支援法」が改正、目的に「共生社会の実現」が明記、定義に「社会的障壁」を加え、新たに「基本理念」が規定された。さらに、教育(8条)では「可能な限り発達障害児が、発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、適切な教育的支援を行うこと」と明記された。一歩前進ではあるが、一方で具体的な「個別の教育支援計画」などは、あくまで本人の最善の利益を目的に作成・活用されるよう、注意が必要である。

※6　**教科書検定**…東京都教育委員会は「平成28（2016）年度使用都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）用教科書並びに都立特別支援学校(小学部・中学部)用教科書」について、都立中高一貫校10校、および聴覚障害特別支援学校(中学部)、肢体不自由・病弱特別支援学校(中学部)で、歴史、公民とも「育鵬社」のものを採択。

※7　**総合教育会議**…地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正(2015年4月施行)により、すべての地方公共団体に「総合教育会議」を設置することになった。首長が招集、会議は原則公開、構成員は首長と教育委員会(必要に応じ意見聴取者の出席を要請)、協議・調整事項は①教育行政の大綱の策定、②教育の条件整備など重点的に講ずべき施策、③児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置。今のところ、形式的な会議にとどまっているが、首長の考え方に左右されることには懸念がある。一方で、世田谷区は教育委員会が主催する区民参加型の世田谷教育推進会議シンポジウムなどと同日に開催、2015年11月には、汐見稔幸・白梅学園大学学長の基調講演をもとに、「子どもたちの自己肯定感」、「多忙な学校・教員への支援(新教育センター)」などについて、区長および教育委員が議論するなど、充実した内容になっている自治体もある。

■多世代のコミュニティで支え合いの地域をつくる

《現状と課題》

高齢・人口減少社会を見据え、国は財政・人材の不足を理由に、自助・共助・互助を打ち出している。その象徴とも言うべきなのが、**介護保険制度**※1における給付の重点化、軽度者へのサービス抑制であり、2015年の制度改定により、予防給付(要支援1・2)の訪問介護と通所介護が総合支援事業へ移行する(経過措置期間：2015～2017年度)。

私たちはこれまでも、すべて行政に任せるのではなく、地域に必要な機能を、自らがつくり、担うことも合わせ、それを「市民参加型地域福祉」として提案してきた。しかし、この「市民参加型地域福祉」は、国の言う「自助・共助・互助」とはまったく異なる。即ち、公助を縮小させた結果の共助ではなく、また、自民党の憲法改正草案で新たに加えられた「家族の助け合い」でもない。

私たちがめざすのは、自己決定に基づいた、個人が優先され尊重されるコミュニティである。緩やかなコミュニティ、テーマ別コミュニティ、多世代のコミュニティが、多様に、横断的に形成されることが、“一人にしない子育て・介護”につながる。子ども食堂も、子どもを中心にしつつ、多世代のつながりで、コミュニティレストランに発展させることも期待できる。学校、空き家など、活用できる社会資源は多い。今こそ、地域福祉を“市民”が“つくり直す”必要性を主張したい。

一人ひとりが、サービスの提供側にも、受ける側にもなる「支え合い」の地域、そして、安易なボランティア論ではなく、しくみを市民事業に位置づける、コミュニティ経済の活性化、多様な働き方につながる。今は変遷してしまった介護保険制度だが、導入時のエネルギーを思い起こし、もう一度、福祉の自治につなげよう。

◆協同で支え合う地域づくりをすすめる

▷ 従来の地縁組織だけでなく、個人が尊重される、多様なコミュニティづくりを支援する。

▷ 多世代が緩やかにつながる地域で、子どもも親も一人にしない子育て支援をすすめる。

◆コミュニティ(市民力)で地域の居場所づくりをすすめる

▷ 障がい者の地域移行をすすめ、安心して暮らせる住まいをつくる。

※1　**介護保険制度**…「要支援1・2の訪問介護と通所介護」が、予防給付から総合支援事業への移行が決まったのは2015年の制度改正、即ち、その課題についてまったく検証されていないばかりか、自治体では、移行が円滑に進んでいるとは言い難い状況の中、軽度者(要介護1・2)の生活援助サービスや福祉用具貸与等を、保険給付から外すことについて審議会で議論された。

軽度者にとって、これらのサービスは、重度化の予防につながるものであり、保険給付から外すことは、高齢者の在宅生活を脅かすばかりでなく、将来的な給付費用の増大につながり、むしろ、制度の持続可能性に対しても逆効果。特に、都市部では、今後、独り暮らしや認知症の高齢者数が急増、政府の掲げる「介護離職ゼロ」も、在宅サービスが拡充し、早期に適切なサービスにつなげられる基盤整備があってこそーであり、生活者ネットは、運動グループと連携、給付存続に向け、提案活動を続けた。

介護保険部会(2016/10/12)では、軽度者への支援について、介護予防訪問介護・通所介護の総合事業への移行状況を見極めた上で検討を行うべきとし、「生活援助」等の見直しは、事実上、先送りされることとなった。福祉用具については、高額な価格設定を是正するための具体案が提示。一方、財務大臣は「社会保障の効率化や制度改革で不断の取り組みが必要」と最終的な結論が出る年末までのさらなる議論を呼びかけており、今後の動向には注視が必要。

▷ 空き家・空き室の福祉目的の転用には**特例**※2を設ける。

▷ 多世代の居場所づくりをすすめる。

▷ 養護施設を出た18歳以上の若者の自立支援対策を地域ですすめる。

▷ 市民とつくる子どもの冒険遊び場「プレーパーク」を増やす。

◆地域の課題解決力を向上させる

▷ コミュニティ・ソーシャル・ワーカーの配置などにより、地域の社会資源を把握・活用、一人ひとりの複合的な課題にも対応する。

◆地域での多様な働き方をつくる

▷ 地域に若者が働ける場所を創出するため、コミュニティ・ビジネス、ソーシャル・ビジネスなどを支援する。

▷ ワーカーズ・コレクティブなど、雇われない働き方も、働き方の形態の一つとして認知・評価する。

▷ 介護保険制度2015年改正による「地域支援事業」は、安易なボランティア指向・家族介護回帰ではなく、自治体が責任を持つ、持続可能なしくみにする。

※2　**福祉目的転用特例**…これまでにない活用方法に対しては、バリアフリー基準や建築確認など、実態に即し、柔軟に対応することで、安全性を確保できるしくみにする。結果的に、貧困ビジネス、悪質な脱法ビジネスにしない（「■誰もが自分らしく生きられる地域福祉のしくみをつくる」の「◆地域福祉の拠点として、空き家・空き室・空き店舗の活用をすすめる」の「柔軟な対応」と同じ意義）。

■食の安全にこだわる

《現状と課題》

東京都は、東京都消費生活条例や、東京都食品安全条例などにより、都民からの申出制度、東京都独自の**原産地表示**※1の義務づけなど、消費者の権利としての食の安全対策については、国に先行してきた部分も少なくない。東京都自らも「都の地域特性に応じ、独自の食品の安全確保策を総合的に進めている」と自負している（東京都食品安全推進計画）。しかし、2015年10月にTPP交渉は大筋合意、2016年2月に署名された。もちろんTPPは農業・食料分野だけではないが、食品添加物・遺伝子組み換え食品・残留農薬などの規制緩和により、食の安全が脅かされる懸念が特に大きい。「総合的なTPP関連政策大綱」（2015.11.25）では、原料原産地表示について、実行可能性を確保しつつ、拡大に向けた検討を行うことが盛り込まれ、消費者にとっての最低限の権利である選択のための「表示」がどうなるのか、東京都には、地域特性をふまえた「自治」を堅持する姿勢が求められる。

また、昨今、「**豊洲新市場**※2」予定地が、社会的に大きな注目を集めている。これまで生活者ネットワーク（都議会ネット）は、食の安全を第一義に、汚染対策が万全でないままでの、一連の用地取得・移転に反対の立場をとってきた。今後も、情報開示のあり方そのものの問題とともに、特に、食の安全の視点での対処を提案していく。

◆無農薬・低農薬の都市農業をすすめる

▷ 地産地消のしくみをつくり、学校給食への導入をすすめる。

▷ 学校農園などの実践で、食農教育をすすめる。

◆食の安全を脅かす規制緩和に反対する

▷ 食品の原料・原産地表示をわかりやすくする。

▷ 遺伝子組み換え食物をつくらない、持ち込ませない。

▷ 食品安全条例などに基づく取り組みをすすめ、東京都独自の食品の安全確保対策のレベルを低下させない。

▷ 自治体独自の安全基準（例：学校給食食材基準におけるGMO対策など）を支援する。

▷ 食品表示については、TPPへのセーフティネット「消費者の選択の権利」として、堅持・拡充する。

※1　**原産地表示と東京都**…東京都は「消費者基本法」制定（2004年6月）に先立ち、都民からの申出制度などを規定した東京都消費生活条例により、消費者の権利の確立を図ってきた。2004年3月に食品安全条例を制定、それに基づき「東京都食品安全推進計画」を策定（5年間×3期）。さらに、東京都消費生活対策審議会答申「食品の原料原産地表示のあり方について」（2008年4月）を受け、生鮮食品と生鮮食品に近い加工食品を、調理冷凍食品の原材料として使った場合、東京都が独自に原産地表示を義務づけた経緯もある。自ら「都の地域特性に応じ、独自の食品の安全確保策を総合的に進めている」と自負（東京都食品安全推進計画）。
2013年に食品表示法が成立（2015年4月施行）、食品衛生法、JAS法、健康増進法の食品表示規定を統合、食品の表示に関する包括的・一元的な制度として創設。「東京都食品安全計画」における「食品表示」も、社会情勢をふまえて変化、トーンダウンしている印象も持つが、現行計画（2015～2020年度）では「食品安全条例に基づく安全性調査・措置勧告制度の活用」も明記、法的な対応ができない課題については、未然防止の観点から、条例に基づき立入りなどの調査を実施する「知事の安全性調査・措置勧告制度」（食品安全条例21条・22条）に言及している。

※2　**豊洲市場問題**…都議会ネットは、市場整備計画が見直された1990年代当時は、築地市場の現地での整備は困難と判断。しかし、その後、候補地豊洲の土壌汚染（2001年ベンゼン検出）が明らかになってからは、食の安全・安心を第一に、豊洲移転に反対、対案として晴海または現地整備を提案し、再検討を求めてきた経緯がある。
開場予定が11月に迫っていた2016年9月、新市場建物の下に、汚染対策のための盛り土がされていない地下空間の存在が発覚、地下水からは環境基準を超える有害物質（ベンゼン、ヒ素）を検出するなど、食の安全対策がないがしろにされてきた事実が明らかになった。東京都の調査の他、都議会でも特別委員会を設置、徹底した原因究明が求められている。

■自治をすすめ、地域から平和をつくる

《現状と課題》

生活者ネットワークは、自治・分権のしくみづくりや議会改革、情報公開を提案してきた。2009年、政務活動費(当時は政務調査費)については、1円からの領収書添付を提案し実現、「**都議会のあり方検討会・検討委員会**※1」も設置された。

都議会、本会議場でのセクハラ野次などは議会改革以前の問題で、人権意識の低さを露呈させた。さらに「政治とカネ」の問題でこの4年間で2人の知事が辞職、本来の原因究明も不十分なままで、議会のチェック機能も問われている。都政を変えるためには情報公開と議会改革が必要だ。

また、憲法や原発などをテーマにした市民集会に公共施設を貸さない自治体、政治の介入により政府に批判的なキャスターが辞職に追い込まれる、マスメディアが自ら報道を自粛する動きなど、「自治」も問われる事態になっている。

18歳に選挙権年齢が引き下げられ、最初の選挙となった参議院選挙で、都内18歳の投票率は60.3%、全国平均より10ポイントも高かった。シティズンシップ教育への取り組みを進めていかなければならない。

2度の国政選挙で圧勝した安倍政権によって、今や日本は立憲主義、平和主義、民主主義が危機的状況にある。世界で発生するテロには、日本人も巻き込まれる事態になっているが、この紛争の背景には、貧困や排他主義があることを自覚しない限り、根本的な解決はできない。多くの外国人が暮している日本国内でも、差別や偏見はなくさなければならない。偏狭なナショナリズムでは何も解決しないことは明白、平和と安全のためには、国の地道な外交努力とともに、市民・自治体レベルでの継続的な取り組み、憲法9条をまもり、NGO/NPOなど市民との信頼にもとづく連携と、特にアジア外交における歴史認識の共有によって、世界の平和を構築していくことが大切である。

◆市民のための議会に改革する

▷ 議会改革＝定数削減ではなく、議会運営など、内容を問う改革をすすめる。

▷ **報酬**※2や視察費の規定などのチェック体制を見直す。

▷ 公用車・費用弁償などを廃止する。

▷ 請願・陳情、公聴会・参考人招致などで市民が直接発言する機会を保障する。

※1　**都議会のあり方検討会・検討委員会**…「あり方検討委員会」は、政務調査費領収書公開等をめぐる議論の中でネットが提案、設置が実現した。政務調査費の透明化問題とともに、それまでの一部の議員による閉じられた議論から、会議規則に規定する正式な協議の場となり、全会派が参加することで議論が前進、1円からの収書添付も実現した。「あり方検討会」は、議会運営委員会理事会のもとに2011年9月設置、2回にわたり報告書をまとめている(2012年6月、2013年5月)。検討事項は「議会改革等」だが、最終的に、具体的な議会改革は「検討課題」として継続され、結論がでたのは議員の定数是正のみ。2013年まではネットもメンバーとして参加、現在の「あり方検討会」には参加できていない。

※2　**報酬**…都議の議員報酬や、知事・副知事・教育長の給料の額について審議するのは「東京都特別職報酬等審議会」(知事の附属機関)。知事は、報酬等について改定(条例改正)する場合は、あらかじめ審議会の意見を聞く。また、東京都人事委員会が給料表に関する勧告をしたときは、報酬等の額について審議会の意見を聞かなければならないと規定されている。

◆市民自治をすすめる

▷ 行政情報、議会情報の公開をすすめる。

▷ 市民活動、NPOの活動を応援する。

▷ **NPO法人の認証事務**※3、指導・監督については、市民活動を支援する姿勢で臨む。

◆地域から平和をつくる

▷ 平和を求める市民活動を応援する（憲法や原発をテーマにした市民団体のイベントなどへの、後援申請拒否、公共施設貸出拒否問題）。

▷ 多文化共生で、安全・平和の地域社会をつくる。

▷ オスプレイ配備はさせない。

▷ ヘイトスピーチ、ヘイトクライム対策をすすめる。

◆人と動物が共存できるまちをめざす

▷ 犬や猫などの**殺処分**※4をゼロにする。

▷ 飼い主のモラル向上のための取り組みをすすめる。

▷ 悪質なペットビジネスをなくす。

▷ 動物愛護に取り組むNPOや市民団体の活動を支援する。

▷ ペットの同行避難を含め、ペットの防災について取り組む。

※3　**認定NPO法人制度**…NPO法人への寄付促進、活動支援のために税制上設けられた措置として、認定を行う制度として創設。その後の法改正で、2012年4月から、東京都では都が認定審査を行うことになった。実際に申請した団体からは、国の審査より厳しくなり、手続きが細かくなった、社会的に問題のある団体からの申請排除は必要だが、目的が分からない細かい指摘事項が多く、NPO活動を支援する視点がまったく感じられないーとの意見が寄せられている。

※4　**動物殺処分**…2014年度の東京都の数字は約1000頭、選挙公約に「殺処分ゼロ」を掲げた小池知事によると「2015年度は安楽死などを除き、都内で203匹」、さまざまなデータがあり、比較は難しいが、殺処分数が年々減少しているのは確か。
今やペットは私たちにとって家族であり、地域のコミュニケーションのきっかけづくりにもなる存在である。小学生の数より犬の数が多いという状況であり、日常的な飼い主のモラルの向上とともに、被災時の混乱を防ぐための備えとして、動物病院との連携、飼い主の備え（ペット食備蓄やケージに入れて避難するなど）も求められている。
動物愛護センターでは引き取りを希望された場合、手放すことを止めるような説明もしているが、放棄された犬猫を保護・飼育することは不可能であり、さまざまな民間の動物愛護団体が、預かりや里親探しの役割を担っている。今後は2012年に法改正された動物愛護法をふまえた取り組みが求められる（マイクロチップの装着の推進、犬猫を引き取る愛護団体の活動を支援するしくみの構築など）。

2017 東京政策

2017年東京都議会議員選挙政策集

2016年12月1日発行
定価100円
発行　東京・生活者ネットワーク
〒160-0021　東京都新宿区歌舞伎町2-19-13ASKビル4・5階
TEL03-3200-9189　FAX03-3200-9274
tokyo@seikatsusha.net
http://www.seikatsusha.me
印刷　多摩印刷株式会社